一　保安林の所在場所　徳島県海部郡海陽町船津字船津八九の一から八九の五まで、九三、九四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字船津八九の一から八九の五まで、九三、九四の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　兵庫県西脇市市原町字南谷林五四の一四、五八四の一五、五八四の一五の一、五八四の一六から五八四の三四まで、五九一の三、宍粟市波賀町引原字三久安二九六の一一・二九六の二一・多可郡多可町八千代区大和字観音山七七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南谷林五八四の一四・五八四の一六・五八四の二四から五八四の二六まで・五八四の二九・五八四の三一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五八四の三四、五九一の三、字三久安二九六の一一・二九六の二一・字観音山七七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁並びに関係市役所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町高下字池ノ谷一四三の一八から一四三の二二まで、一四三の四〇、字保工一六五の一から一六五の六まで、山崎町横須字岩ケ谷三五六の四一から三五六の四三まで、一宮町横山字板屋八六の一三、八六の一六、八六の一八、一宮町生栖字塚ノ元二三六の五、二三六の七、二三七、二三八、一宮町福知字白口ノ向ヒ一八一九の五、一八一九の八、字熊ノ原一八二三の二二、一八二三の二四、一八二三の二五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字池ノ谷一四三の一八・一四三の二〇・字保工一六五の一・一六五の三から一六五の五まで・字岩ケ谷三五六の四一・三五六の四二・字板屋八六の一六・八六の一八・字塚ノ元二三六の五・二三六の七（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七、二三八、字白口ノ向ヒ一八一九の八（次の図に示す部分に限る。）、字熊ノ原一八二三の二四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町皆河字行友二六七、二八九の三、二九〇の一、二九三、二九三の一、字西山一一五〇の二七から一一五〇の三〇まで、安富町栃原字口中山四五二の八〇、四五二の八二、四五二の八三、四五二の八五、四五二の八六、四五二の九七、字五郎五〇六（次の図に示す部分に限る。）、五〇八、安富町安志字西尾五七四の一から五七四の一四まで、字狐塚五七五の一・字中尾六七三の二・六七三の四一・六七三の四三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六七三の六、六七三の二〇、六七三の二一、六七三の二九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字行友二八九の三、二九〇の一、二九三の一、二六七・二九三・字西山一一五〇の二七から一一五〇の三〇まで・字口中山四五二の八〇・四五二の八二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、四五二の九七、字五郎五〇六、五〇八、字西尾五七四の一一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字狐塚五七五の一、字中尾六七三の四一、六七三の四三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町奥山字スルガ谷六四、六五、七二、七三、七九から九〇まで、九四、九五、九八、字石ヶ谷九九の二、一〇〇から一〇二まで、一〇四の一、一〇五の二、一〇六の一、一〇七の一、一〇八、一一〇、一一一、一一二の一、四五二の一、四五五の一、字ナメラ一一六の一、一一六の五、一二〇の一、一二〇の二、一二二の一、一二三の一、一二四の一、一二五の一、字クミ谷一二七の一、一二八、一二九、字蛇谷一三一、一三二、一三五から一三七まで、一三九、一四〇、一四二、一四四、一四五、一四九の一、一五〇の一、一五一の一、字立町一六〇、一六一の一、一六二、一六三の一、一六四から一六八まで、一七一、一七六、一七九、一八〇、字滝一八一から一八三まで、一八五、字駿河谷三五〇の一、但東町薬王寺字出尾三九、三九の一から三九の三まで、四〇、四〇の一、四一の一、字岩谷四二四、四二五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）